

『立命館人間科学研究』編集規定

1. 本誌は、立命館大学人間科学研究所の研究紀要であって、研究紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の責任のもとに編集を行い、原則として毎年度6月と12月の2回に分けて発行する。
2. 編集委員会は、研究所長および研究所長が委嘱する本学専任教員若干名の委員によって構成し、研究所長が編集委員長となって編集委員会を統括する。委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
3. 本誌には、人間科学研究所所属のプロジェクト研究に関わる研究成果のほか、人間科学に関する基礎研究並びに応用・実践・臨床研究に寄与する内容の学術論文、研究所が主催又は共催する講演会等における講演録、人間科学に関する原著の紹介・書評、及び研究所報等を掲載する。
4. 本誌に掲載する学術論文（以下、「論文」という。）には、編集委員会への投稿論文並びに編集委員会からの執筆依頼原稿を充て、下記の区分と基準を設ける。
 - （1）研究論文（Articles）：実証的あるいは論考的研究に基づく原著論文であって、未発表のもの。
 - （2）実践報告（Practical Research）：応用・実践・臨床の現場における研究の経過や事例研究の成果など、当該分野における実証的研究の進展に寄与する内容の報告であって、未発表のもの。
 - （3）研究ノート（Study Notes）：原著論文として公刊するには至らないが、当該分野における実証的あるいは論考的研究への新たな示唆や問題提起等を含む論文であって、未発表のもの。調査研究の報告、新たに開発された研究方法の紹介等、学術的価値の認められる資料論文を含む。
 - （4）展望論文（Reviews）：特定の研究主題や分野に関する研究成果の概説と論評、研究の現況と課題など、当該研究の啓蒙と啓発に寄与する内容の評論であって、未発表のもの。
5. 掲載論文の原稿は、日本語又は外国語（原則として英語）のいずれによる執筆であっても可とし、原則として毎年度3月末日と9月末日の2回を期限として募集あるいは執筆依頼する。ただし、投稿論文の場合、編集の都合により所定の号に掲載されないことがある。また、本誌を特集号として編集する場合は、募集を行わないことがある。
6. 掲載論文は、原則として本学専任の教職員が著者又は共著者である場合に限る。ただし、プロジェクト研究に参加する学外の共同研究者の場合は、本学専任の教職員が共著者でない場合であっても、当該研究の代表者（本学専任の教職員）並びにその研究成果であることを注記したうえで論文を掲載することがある。また、本学の大学院生、研究生、研修生等の身分にある者の単著又は共著論文であって、本学専任の教職員の研究指導と査読を経たことが注記されている投稿論文は、本学専任の教職員が共著者でない場合であっても受理することがある。なお、プロジェクト研究の進展に著しく寄与すると編集委員会が判断した場合は、学外者からの投稿を認めることがある。
7. 投稿論文の原稿は横書きとし、『立命館人間科学研究』執筆・投稿規定に準拠したものに限る。執筆依頼論文の原稿もこれに準じる。

8. 編集委員会は、受理した論文等が第三者の著作権を侵害することがないように留意するとともに、執筆者に対しては著作権侵害の疑いがないことを確認するものとする。
9. 投稿論文の掲載の可否は、査読者による査読結果を参考に編集委員会が決め、編集委員長は当該論文の採否を執筆者に通知する。また、修正を条件として掲載を可とすることがあり、その場合、修正して掲載を希望する執筆者は、所定の期日までに修正した原稿を新たに編集委員会に提出しなければならない。査読に関する必要な事項は、編集委員会が内規として定める。
10. 本誌に掲載する講演録は、編集委員会からの依頼に基づき、講演者が講演内容に基づいて改めて論文の様式に執筆し直したものとする。ただし、公開講座等における啓蒙的な内容の講演については、その要旨のみを研究所報の項に掲載するにとどめることがある。
11. 本誌に掲載する原著の紹介・書評は、人間科学に関する研究の啓発に寄与する内外の著書・論文等の論評的な紹介であって、編集委員会からの執筆依頼及び編集委員会への投稿をもって充てる。
12. 研究所報には、プロジェクトに関わる研究会等の記録、研究所が主催又は共催する講演会・公開講座等の記録、その他の必要な事項を掲載する。
13. 掲載論文及び原著の紹介・書評の執筆者には、別刷 50 部を贈呈する。それ以上は執筆者の実費負担とする。
14. 執筆料は、本学関係者（本学の教職員並びに大学院生・研究生・研修生等）以外の者に編集委員会から執筆を依頼した場合にかぎり、学内基準に従って支払う。
15. 本誌に掲載された論文等を他に転載する場合は、研究所の許可を得るとともに、転載論文等にはその旨を明記しなければならない。
16. 本誌の目次及び掲載論文等の内容は、原則として人間科学研究所、立命館大学機関リポジトリ「R3」、国立国会図書館および国立情報学研究所のホームページ上で公開する。ただし、編集委員会が特別の事情を認めた場合は公開しないことがある。
17. この規定の改廃は、人間科学研究所運営委員会の議を経て行う。

付則（１）本規定は、2001年10月9日に施行し、本誌第3号から適用する。

（２）本規定の施行に伴い、『立命館教育科学研究』投稿規定（1991.10.3.）は廃止する。

（３）本規定一部改定は、2004年12月13日に施行し、本誌第10号から適用する。

（４）本規定一部改定は、2005年3月17日に施行し、本紙第12号から適用する。

（５）本規程一部改定は、2007年3月23日に施行し、本紙第15号から適用する。

（６）本規程一部改定は、2009年6月1日に施行し、本紙第20号から適用する。